

大磯らしい潤いづくり事業に関する協定書(案)

大磯らしい潤いづくり協議会及び構成員（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）は、大磯らしい潤いづくり事業（以下「協働事業」という。）の実施に関し次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（目 的）

第1条 本協定は、甲と乙が協働事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「募集要項等」とは、大磯らしい潤いづくり事業の協働事業者の公募に際して公表し、又は配布した募集要項（公募型プロポーザル仕様書を含む。）をいう。
- （2）「提案書等」とは、乙が協働事業の公募手続において甲に提出した提案書及びその添付書類をいう。
- （3）「関係法令等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、その他の乙が行う事業に係る法令及び甲が定める条例、規則その他の規程をいう。
- （4）「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の見込みを超えるもの及びこれらに影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。
- （5）「法令の変更」とは、法令（条例、規則を含む。）の制定及び改廃をいう。

（募集要項、提案書等の遵守）

第3条 乙は、募集要項等及び提案書等に記載された事項を遵守する。ただし、本協定に特別の定めがある場合及び甲と協議のうえ別に定めた場合を除く。

（実施期間）

第4条 事業の実施期間は、本協定締結の日から2031年3月31日までとする。ただし、協働事業期間終了後も民間事業としての継続を見据えて、協働事業の組成を図ること。

(実施場所)

第5条 協働事業の展開エリアは、原則、大磯町とする。ただし、広域連携での相乗効果が見込める場合は、その限りではない。

第2章 業務

(甲の業務範囲)

第6条 甲の業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) 協働事業実施の承認
- (2) 協働事業の実施

(乙の業務範囲)

第7条 乙の業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の事務局の運営（定例会・総会の開催等）
- (2) 大磯らしい潤いづくり計画の進行管理（協働事業の企画立案・進行管理・支援）

(地域政策との整合性)

第8条 大磯町第五次総合計画及び大磯らしい潤いづくり計画を見据えた協働事業として実施し、事業の実施後には効果検証等を行い、将来的な協働事業の自走化を目指し、随時事業の改善を行うこと。

(費用負担)

第9条 協働事業の実施に係る事業費及び第4条に規定する実施期間（以下「実施期間」という。）終了後の原状回復並びに協働事業の運営に関する費用は、原則、乙の負担とする。ただし、甲は、補助金、負担金等により事業の円滑な推進に協力するものとする。

(関係法令等の遵守)

第10条 乙は、関係法令等に従って、第7条に定める業務を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、乙の役員若しくは協働事業に従事する従業員又はこれらの者であった者が、協働事業に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。ただし、以下の各号に記載する情報については秘密情報に含まれない。

- (1) 情報受領時において、既に公知となっている情報
- (2) 情報受領時以降、情報受領者の責めによらず公知となった情報
- (3) 自らが秘密保持義務を負うことなく、第三者により適法に取得した情報
- (4) 自らが相手方から開示される以前から適法に有していた情報

(5) 秘密情報とは無関係に自らが独自にかつ適法に取得した情報

(個人情報の保護)

第12条 乙は、協働事業に関する個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法令や、甲が定める条例等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 乙は、甲の各者が定める条例に規定する暴力団の排除についての基本理念にのっとり、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 協働事業に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。
- (2) 協働事業の遂行に当たり、暴力団又は暴力団員等による不当な要求があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (3) 協働事業に関し、暴力団の排除に資すると認められる事情を知ったときは、甲に対し、当該情報を提供すること。

(許認可等の取得等)

第14条 乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、協働事業の実施に必要な許認可等を、自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。ただし、甲は、乙より協力依頼があった場合は、必要な事項について支援するものとする。

(委 託)

第15条 乙は、協働事業にかかわる事業の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ文書又は別途甲と乙とが合意した方法による甲の承諾を得て、かつ、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内において協働事業に関わる事業の一部を第三者（乙が協働事業に付帯する民間事業に関して業務提携している事業者を含む。）に委託すること（以下この条において「委託」という。）ができる。なお、乙は、乙が協働事業に関して業務提携している事業者に対しては本協定を開示することができる。
- 3 乙は、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に委託をしてはならない。
- 4 乙は、委託については、全て乙の費用及び責任において行うものとする。
- 5 乙は、第2項の規定により委託をする場合は、募集要項等及び提案書等の記載に従い、可能な限り神奈川県内あるいは大磯町内に本店又は主たる事務所を有する者に対して行うものとする。
- 6 乙は、第2項の規定により委託をする場合は、委託をする第三者に対して、乙が本協定において負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

第3章 協働事業の実施

(事業責任者の選任)

第16条 乙は、協働事業に従事する従業員の中から事業責任者を選任しなければならない。

2 乙は、事業責任者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。なお、選任した事業責任者を変更したときも、同様とする。

3 事業責任者は、協働事業の内容を十分に理解し、協働事業の円滑な遂行に努めることとする。

4 事業責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 協働事業にかかわる事業の総括に関すること。
- (2) 協働事業の参加者等の安全対策に関すること。
- (3) 甲との連絡調整に関すること。
- (4) 協働事業に従事する従業員の指導監督に関すること。

(職務代理者の選任)

第17条 乙は、事業責任者に事故があるとき又は欠けたときに事業責任者の職務を代理する者として、事業責任者の職務代理者を選任しなければならない。

2 乙は、職務代理者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。なお、選任した職務代理者を変更したときも、同様とする。

(実施体制の構築)

第18条 前2条に定めるもののほか、乙は、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう協働事業に関し体系的な組織体制を構築するものとする。

第4章 協働事業の中止

(協働事業の中止)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の協働事業の中止を命ずることができるものとし、既に発生している必要経費、実費及びその他の諸費用については、乙の負担とし、実費額をもって精算し、速やかに支払うものとする。

- (1) 乙が本協定に定める義務を履行しない場合
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、本協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
- (3) 甲に提出された報告書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合
- (4) 乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙の取締役会でその申立等を決議した場合又はその申立等がされた場合

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場合

第5章 不可抗力

(不可抗力)

第20条 甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又は管理施設に重大な損害を生じた場合は、本協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

第6章 雑則

(地位等の譲渡等の禁止)

第21条 乙は、協働事業の実施に関して生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲が承認した場合はこの限りでない。

(合併等の報告等)

第22条 乙は、合併、分割その他これらに類する行為（以下「合併等」という。）をしようとするときは、あらかじめ書面にて合併等の内容、理由及び時期、合併等により乙が受けることとなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

(情報の公表)

第23条 甲は、次の各号に掲げる書類等を公表することができるものとする。

- (1) 本協定書
- (2) 第3章の規定により乙が作成し、甲に提出した報告書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、乙が本協定の規定により甲に対して報告した事項

(承諾等の様式等)

第24条 本協定に関する甲乙間の承諾、届出等は、本協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

- 2 乙が本協定の定めるところに従い甲に提出した報告書その他の書面及び図面（電磁的記録によるものを含む。）の著作権のうち乙が有するものについては、甲への提出と同時に甲に移転されるものとし、乙は、その著作権人格権についても、それが甲に

対して主張、行使等がされないように責任をもって措置するものとする。甲は、乙からの著作権譲渡の対象となった報告書その他の書面及び図面（電磁的記録によるものを含む。）について、乙による使用を許諾する。

（解 釈）

第25条 甲が本協定の定めるところに従って書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義等の決定）

第26条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して、決定するものとする。

（裁判管轄）

第27条 本協定に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 神奈川県中郡大磯町大磯927番地12号
大磯らしい潤いづくり協議会
会 長

（署名）

乙

（署名）